

令和元年度補正予算
中小企業・小規模事業者の災害時に備えた自家用発電設備等
導入事業 補助金に関する説明会資料

2020年5月

災害時インフラ補助金担当窓口

(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所内)



1. 補助事業の概要

2. FAQ

1. 事業の目的・補助対象事業

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの）交付要綱 第2条

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、生活必需品等を扱う中小企業・小規模事業者等の事業が継続できる体制を確保するため、石油製品等を用いる自家用発電設備等の設置に要する経費を補助することにより、災害時にも機能を維持することが必要な中小企業・小規模事業者の事業用施設等におけるエネルギー供給源の確保を図ることを目的としています。

2. 申請資格

本補助金の対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に限ります。

	業種等	資本金	従業員	組合関連
(個人事業主を含む) 資本金・従業員数の一方が右記の数以下の場合対象	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	企業組合
	卸売業	1億円	100人	協業組合
	サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
	小売業	5,000万円	50人	商工組合、商工組合連合会
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
	旅館業	5,000万円	200人	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
	その他の業種（上記以外）	3億円	300人	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
				内航海運組合、内航海運組合連合会
				技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

※「申請の手引き」 P2. 3.申請者の資格

2. 申請資格

- 注 1. 組合関連は上記のいずれかが補助対象者となります。
- 注 2. その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。
- 注 3. その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。
- 注 4. その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。
- 注 5. 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は補助対象となりません。

2. 申請資格

次の（１）～（３）のいずれかに該当する者は、大企業※とみなして補助対象者から除きます。
（みなし大企業）

- （１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

※大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。
ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助事業者の条件

- 1) 交付規程第7条（申請者の資格等）の各号に該当しないこと。
- 2) 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- 3) 交付決定前に「補助対象自家用発電設備」の購入の発注（契約）がなされていないこと。
- 4) 機器等の発注先、工事請負先等に対する支払が、原則として金融機関を通じて振込で行われ、支払証憑の取得が可能であること。（現金直接、手形、小切手、割賦、相殺等の支払い方法は認められません。）
- 5) 補助事業を令和3年2月26日（金）までに完了させ、実績報告書を経営研究所に必着で提出できること。
- 6) 善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、導入した設備を非常時に効果的に活用を図る者であること。
※非常時に、補助事業者の責に帰すべき事由により、補助対象設備を効果的に活用できなかった場合、支払済みの補助金が返還となる場合がある。
- 7) 災害発生時に補助対象自家用発電設備の稼働状況を所定様式で速やかに報告できること、また経営研究所が取得した事業者情報については、本事業の効果検証のための調査等に利用されることがあり、国及び外部機関（電気事業連合会等）に提供されることに同意すること。

※「申請の手引き」P4. (8)申請できる条件

4. 補助対象設備

補助金の対象となる設備（以下、「補助対象自家用発電設備」といいます）

- 1) 「補助対象自家用発電設備」とは、自家発電機、当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等をいい、「石油製品」とは、ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガスをいいます。
- 2) 自家発電機及び当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等については、いずれも設置しなければなりません。ただし、当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等については既に申請者が自ら設置又は購入している場合は、補助対象設備として追加購入する必要はありません。

※「申請の手引き」 P3. 4.内容（1）

補助対象自家用発電設備については、国内の関係法令等の基準を満たしたものであって、国内での販売又は設置が認められているものとします。

※「申請の手引き」 P3. 4.内容（2）

4. 補助対象設備

自家発電機については、以下の仕様を満たすものを対象とします。

- 1) 災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも使用可能であり、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものに限りします。
- 2) コージェネレーションシステム（エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム）も対象となります。ただし、災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも稼働することや、災害時に十分な能力を発揮できるものに限りします。
- 3) 都市ガスを燃料とする自家発電機については燃料電池に限り認めますが、以下のとおり中圧管または耐震化された低圧管に接続するものに限定します。
 - 都市ガスの中圧供給を受けていること。
 - 供給継続性の高い低圧供給（都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上としている低圧供給エリア）を受けていること。

※自家発電機については、建築基準法及び消防法上設置が義務づけられた電源とすることのみを目的として申請することはできません。事業継続のために必要な設備の稼働のために使用することが必要です。

※自家発電機で得たエネルギー（熱、電気）は自家用で消費するものに限りします。他社へのエネルギー供給を行うことを主目的とした自家発電機の導入は補助対象外です。

4. 補助対象設備

石油製品等を貯蔵する容器については、以下の仕様を満たすものを対象とします。

- 1) 設置する自家発電機の需要に合った適切な備蓄量が確保できること。
- 2) 貯蔵する燃料の種類により定められる規制に従った貯蔵施設とすること。
- 3) 常時使用されていること及び災害発生に備えて常時 3 日分以上の石油製品を備蓄しておくこと。

※災害時に使用すると想定される設備の稼働消費量合計が賄えることを示す燃料消費量計算書を提出してください。また、ここでいう「3 日分以上の石油製品」とは、3 日分以上の事業の継続が可能となる石油製品となります。例えば、1 日に 8 時間事業を実施している場合は $8 \text{ (時間)} \times 3 \text{ (日)} = 24 \text{ 時間}$ 以上の石油製品を備蓄してください。

※「申請の手引き」 P3. 4.内容 (4)

補助金の対象となる設置場所

中小企業者の事業継続に必要な工場・事業所をいいます。災害発生後も早急に安定稼働できる状態を維持できるよう、適切な施工により、適切な場所に設置することを心がけてください。

※設置場所について適切でないと判断した場合は、経営研究所から指導が入る可能性があります。

※「申請の手引き」 P3. 4.内容 (5)

※「申請の手引き」 P6. (11)その他注意点(2)

5. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は「設備費」と「設置工事費」で、次のとおりです。

- 1) 設備費とは「補助対象自家用発電設備等」の機器購入費
- 2) 設置工事費とは「補助対象自家用発電設備等」の機器の設置工事費等

※常時使用の配管・電気配線等の部分は、補助金の対象外です。また、既存設備の撤去費用も補助金の対象外となります。詳しくは公募申請の手引き7ページの「ガス配管、電気配線等の補助対象範囲について」をご参照ください。

※補助事業を行うため50万円（税抜き）以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取してください。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不适当である場合は、随意契約を行うことも可能です。随意契約とする場合、申請書提出時に業者選定理由書を提出していただきます。また、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。

※「申請の手引き」 P3. 4.内容（6）

5. 自社製品等の調達について

補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、補助事業の利益等排除の対象となります。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりです。

- 1) 補助事業者の自社調達（工事を含む）の場合、原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、該当調達品の製造原価をいいます。
- 2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達（工事を含む）の場合は、取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。
- 3) 補助事業者の関係会社（上記2）を除く）からの調達（工事含む）の場合
取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。
- 4) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」について
補助事業者は、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが該当調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出してください。

※「申請の手引き」 P10. (5)利益排除について

6. 交付額および実施期間

◆ 補助金の率について

- 1) 補助金の対象となる経費の 2 / 3 以内。
- 2) 補助金の交付限度額は、一申請あたり上限5,000万円。

※「申請の手引き」 P4. 4.内容 (7)

◆ 申請の受付期間

令和2年 5月11日（月）～ 令和2年 6月30日（火） （当日消印有効）

※募集期間の締切日まで申請を受付けます。ただし予算額を超える申請があった場合には次回以降の募集は行いません。

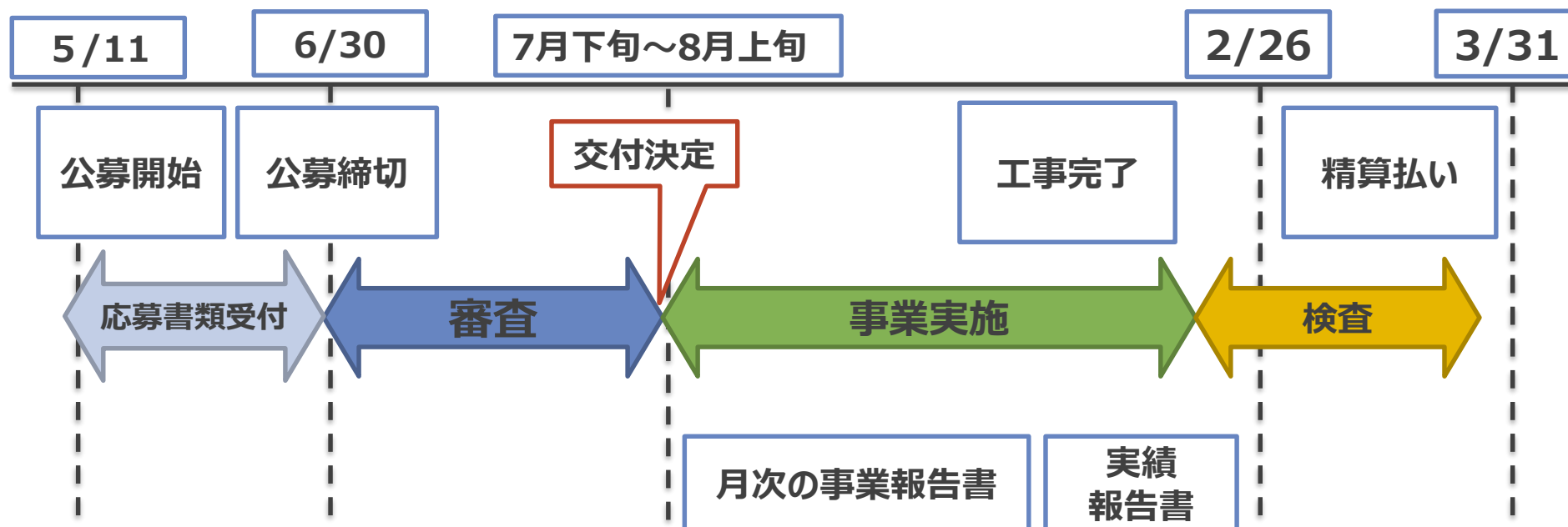
※上記期間で予算額に達しなかった場合は再度受付期間を設けます。

※申請の受付終了後、経営研究所はその内容を審査し適正と認められたものを審査委員会に付議し、その結果適正と認めた時は補助金の交付決定をします。補助金交付決定の後に事業の発注（契約）をすることができます。

※「申請の手引き」 P4. 4.内容 (8)

7. 補助事業の予定スケジュール

公募締め切りから補助金の支払いまでのスケジュールについて、下図のように予定しております。



8. 審査について

経営研究所は、審査委員会を設置し、補助金の交付に関する必要な事項について審査します。予算を超える申請があった場合、委員会は「審査手順」を定め、これにより優先順位をつけて採択を行います。ただし、以下の申請は審査にあたって加点いたします。

- 1) 災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者
※ 1
- 2) 国や自治体と防災・支援協定を締結している者
- 3) 災害対策基本法等で国が指定した地震防災の対策強化地域等に設備を導入する者 ※ 2
- 4) 当該補助金の公募〆切日までに「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の申請書を経済産業局に提出している者 ※ 3

尚、連携事業継続力強化計画については、連携の代表者でなくとも加点の対象となります。

※「申請の手引き」 P4. 4.内容 (10)

8. 審査について（参考：生活必需品について）

※ 1 災害救助法では、生活必需品として以下の品目が例示されていますので参考にしてください。

- タオルケット、毛布、布団等の寝具
- 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等の日用品
- 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
- 茶碗、皿、箸等の食器
- マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
- 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

※「申請の手引き」 P5. 4.内容（10）※1

8. 審査について（参考：指定地域について）

※2 具体的には以下の指定地域です。

①首都圏直下地震対策特別措置法（首都直下地震）

<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/tokyorinkai/dinfo/img/201401.pdf>

②大規模地震対策特別措置法（東海地震）

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/kyoka-area2.html>

③南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（東南海・南海トラフ地震）

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_shichouson.pdf

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/pdf/ichiran.pdf

8. 審査について（参考：事業継続力強化計画について）

※ 3「事業継続力強化計画」及び「連携事業継続力強化計画」について

近年、大規模自然災害が全国各地で頻発していることから、自然災害に対する事前対策（防災・減災対策）に取り組むことが必要です。

中小企業庁は、防災・減災対策に取り組む中小企業がその取組を「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」として取りまとめ、国が認定を行う制度を創設しました。

計画には、自然災害リスクの確認、発災時の初動対応手順、人員・設備等の保護に向けた具体的な事前対策、訓練の実施等を記載していただきます。

1 者単独で事業継続力の強化に取り組む場合を「事業継続力強化計画」、複数社で連携して取り組む場合を「連携事業継続力強化計画」と呼称します。

詳細については以下HPをご覧ください。

■ 事業継続力強化計画 ■

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

※提出先は各経済産業局等です。

9. 応募方法

封筒宛先面に「令和元年度補正中小企業・小規模事業者自家用発電設備補助事業 交付申請書在中」と朱書にて明記の上、郵送又は宅配便で＜株式会社NTTデータ経営研究所 災害時に備えた社会的重要なインフラ補助事業 公募係宛＞にお送りください。

＜申請書作成に当たっての注意事項＞

- ① 申請書は、必ず書面一式と併せ、同一式の電子ファイルを格納したCD-RまたはDVD-R 1部も提出してください。その際、押印が必要な書面を除いては、編集可能な形式のファイルも格納してください。（Excel等データ）
- ② 提出した申請書等は、交付申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
- ③ 提出書面は、原則普通紙（再生紙を含む）を使用してください。感熱紙及び青焼きでの申請は受理できません。
- ④ 鉛筆やカラーペン（黒、青色以外）で記載した書面は受理できません。
- ⑤ 訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印（申請書に捺す印）を捺してください。修正液で訂正したものは受理できません。
- ⑥ 経営研究所では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。

提出書類はA 4版の自立可能なハードカバー（板紙ファイル不可）のファイルに綴じ込んでください。

※「申請の手引き」P10. (6)申請書類の提出先及び方法

9. 応募書類一覧1 (詳細は補助金申請の手引きをご覧ください)

- 1) 交付申請書 (様式第 1)
- 2) 補助事業に関する実施計画書 (別紙 1)
 - ① 補助事業実施場所の地図
 - ② 補助対象自家発電を設置する敷地全体配置図 (平面図)、設備の配置予定図 (平面図)
 - ③ ガス・石油配管図 (平面図、アイソメ図)
 - ④ 燃料消費量計算書 (別紙 8)
 - ⑤ 電気配線図及び電気系統図
 - ⑥ 災害時使用予定電気機器及び負荷リスト (別紙 5)
 - ⑦ 予定行程表 (別紙 2)
 - ⑧ 見積依頼書の写し
 - ⑨ 見積書の写し
 - ⑩ 選定理由書 (該当する場合)
 - ⑪ 購入設置する補助対象家用発電設備一式の仕様書又はカタログ
 - ⑫ 交付規程第 13 条第 2 項に関する契約書案 (補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合) (該当する場合)
 - ⑬ リース契約書案 (該当する場合)
 - ⑭ リース料減額証明書兼計算書案 (別紙 3) (該当する場合)
 - ⑮ 実績報告書に添付する誓約書案 (別紙 4-1 又は別紙 4-2 のいずれか)
 - ⑯ 暴力団排除に関する誓約事項 (別紙 6)
 - ⑰ 役員名簿 (別紙 7)
 - ⑱ 電気主任技術者選任の証左 (該当する場合)
 - ⑲ 申請内容のサマリ表 (参考様式 3) ※データのみ提出

※「申請の手引き」 P9. (3)申請書類

9. 応募書類一覧2

（詳細は補助金申請の手引きをご覧ください）

- 3) 法人の場合は、法人登記簿謄本、印鑑証明書（申請日より3ヶ月以内に取得したものであること）、会社案内、決算報告書（直近2ヶ年分）。
- 4) 法人以外の場合は、事業案内、納税証明書（その2）を直近2ヶ年分、印鑑証明書（申請日より3ヶ月以内に取得したものであること）。
- 5) その他経営研究所が提出を求める書類

注 1) 上記の書類が一つでも提出されない場合は申請することができません。

注 2) 提出された決算書で債務超過の場合は、申請することができません。

10. その他の注意点

①電気事業法について

自家用電気工作物を設置する者は、電気事業法の規定により、以下のことが義務付けられています。

- **1台あたり10kw以上の発電機を設置する場合は、電気主任技術者の選任（もしくは電気保安法人、電気管理技術者への外部委託）と保安規程届出が必要**
- **1台あたり燃烧能力が重油換算で50リットル以上/1時間のディーゼル機関若しくはガスタービン、35リットル以上/1時間のガスエンジンを有する発電機は、工事着工30日前までに工事計画届出が必要**

（参照条文）

- 1.事業用電気工作物の維持／技術基準適合維持（法第39条）
- 2.保安規程の制定、届出及び遵守（法第42条）
- 3.主任技術者の選任及び届出（法第43条）

上記のうち、2. 及び 3. は電気事業法に基づき、国への手続き等が必要となります。各手続きは、電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部（産業保安監督部長）に対して行いますが、2以上の産業保安監督部の管轄区域になる場合は本省に対して行います。

※「申請の手引き」 P5, 6 その他の注意点

10. その他の注意点

②自家発電機設置に際しての注意事項

自家発電機を設置する際には、浸水による破損を防ぐため高所に設置する、破損に備えて補助対象設備を補償の対象とする保険に加入しておく等の対策を講じることを推奨します。

①多発する豪雨等の洪水に備えて

- 令和元年も台風第15号や、第19号などの多くの豪雨災害が発生しております。特に河川に隣接する事業者においては、自家発電設備やキュービクル、生産設備などの事業の継続に欠かせない設備が浸水し、破損するといった事象が多く発生しています。採択された補助事業者は、まずは自社が立地する地域の浸水ハザードマップ等を確認し、補助事業で導入した自家発電設備が浸水しないように高所に設置する、止水板を活用するなどの浸水対策を講じてください。

②導入した自家発電設備を補償対象とした保険への加入について

- 被災した際に、事業の継続に大きく影響を与えるのがリスクファイナンス対策です。今般、採択され導入した自家発電設備を補償の対象とする保険プランに加入しておくことを推奨します。

※「申請の手引き」 P5, 6 その他の注意点

10. その他の注意点

③自家発電機設置後の取り扱いについて

台風等の自然災害等において、当該事業において導入した自家発電設備等が破損した場合は、以下の手続きを行って下さい。

- ・「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」のうち5.承認申請時の特例について

(https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei29.pdf)」に沿って、定める「別紙様式1」に必要事項を記載した上で、NTTデータ経営研究所に提出してください。

※今般の補助事業において導入した、自家発電設備を補償の対象とする保険に加入しており、災害の発生により補助対象設備が破損する等の補償事由が発生したことに伴い、保険金などの収入がある場合は、NTTデータ経営研究所までご相談ください。

※交付規程第25条に基づき、「補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を納付」していただく場合があります。

※「申請の手引き」P5, 6 その他の注意点

1 1. 本件に関する担当窓口

災害時インフラ補助金担当窓口 〔株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 社会・環境戦略コンサルティングユニット内〕

担当：鳥居、山川

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 JA共済ビル 9階

TEL (03)5213-4047 FAX (03)3221-7022

メールアドレス：chusho-bcp2020@nttdata-strategy.com

ホームページ <https://www.nttdata-strategy.com/r1chusho-bcp/index.html>

受付時間／10:00～18:00

(12:00～13:00を除く。祝・祭日・年末年始を除く月～金)

1 2. FAQ

1. 可搬型発電機も補助対象外になりますか？
2. 燃料代も補助対象になりますか？
3. 加点項目がありましたが、必須項目ですか？
4. 発電機を設置するための基礎工事や建屋の設置に係る費用は補助対象となりますか？
5. 審査は先着順ですか？
6. 補助金はいつ支払われますか？

